

確 約 書 (使用貸借の法人用)

借主 は、農地法の趣旨に則り、地域の適切な役割分担のため以下の内容を確認します。

吉野ヶ里町農業委員会会長 様

平成 年 月 日

借主 住所  
氏名

印

1. 耕作又は養畜の事業の内容及びこれらの事業を実施する所在

2. 耕作又は養畜の事業の用に供される農地等の利用に関する事項

使用貸借契約（又は農用地利用集積計画）に定めるところに従い当該農地等の全てについて耕作又は養畜の事業を行います。当該農地等が適正に利用されない場合は、速やかに契約を解除し農地等を返還します。

3. 地域の農業における借主の役割分担に関する事項

- (1) 農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加します。
- (2) 道路・水路・ため池等共同利用施設の維持管理に関し、地域の取決めを遵守します。
- (3) 鳥獣被害対策に必要な協力をします。
- (4) (1)から(3)の役割は業務執行役員が行います。

4. 借主が農業委員会に対して行う実施の状況についての報告に関する事項

- (1) 報告すべき事項 農地法施行規則第23条に基づく
- (2) 報告の方法と期限 農地の利用状況報告書及び定款の写し、その他参考となるべき書類を毎事業年度終了後、3ヶ月以内に提出します。

5. 法人が破産手続開始の決定を受けた場合その法人による耕作又は養畜の事業の継続が不可能となった場合は、確約に違反した場合に該当し、速やかに農地等を返還します。

6. この確約書に違反し、原状回復が必要になったときは、回復に要する費用を全額負担します。